

「大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務」に係る企画提案公募要領

1. 案件の名称

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務
(以下、「本案件」という。)

2. 目的と概要

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）は、大きな資本を持たない企業・団体にも参加いただき、デザインの視点を取り入れたプロダクトや社会の仕組みのデザインにチャレンジする、新しい共創の取組である「Co-Design Challenge」（以下、「CDC」という）プログラムを実施している。（※2022 年 9 月 16 日にて応募終了）

CDC の本格的な展開に伴い、当プログラムのブランディング（知名度・認知度・価値向上や理念の拡散・浸透）及び採択案件を幅広い対象に効果的に発信することを目的に本案件を実施するものである。

《参考》2025 年日本国際博覧会 運営参加（第 2 回）及び「Co-Design Challenge」
プログラムへの提案募集を開始

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20220726-05/>

3. 案件内容

別紙仕様書「大阪・関西万博『Co-Design Challenge』におけるブランディング・プロモーション計画実施業務 仕様書」のとおり

4. 契約上限金額

金 14,950,000 円（税込）

5. 契約期間（予定）

契約締結日～2023 年 3 月 31 日（金）

6. 実施スケジュール

- ・ 公募開始 2022 年 12 月 12 日（月）
- ・ 質問締切 2022 年 12 月 19 日（月）17 時必着
※Eメールのみ（電話や口頭による質問は受け付けない）
- ・ 質問回答 2022 年 12 月 26 日（月）
※当協会ホームページにて回答
- ・ 提案書類提出期限 2023 年 1 月 6 日（金）17 時必着
- ・ 選定委員会 2023 年 1 月上旬（予定）
- ・ 審査結果の公表 2023 年 1 月 20 日（金）（予定）

7. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

①当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

8. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2022年12月19日（月）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：pll-cdc-office@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※件名の始めに「【質問】CDCプロモーション企画提案公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式1）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

(3) 質問の回答

質問への回答は12月26日（月）に協会ホームページ【大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務の企画提案公募について】に掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

9. 応募にかかる事項

(1) 提出書類について

応募にあたっては、下記【提出書類一覧】ア～カの書類を受付期間内に提出すること。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除又はマスキングすること。

（特に、企画提案に係る書類は、「(2) 企画提案書に求める事項」「別紙仕様書」に留意して作成すること。）

【提出書類一覧】

| | 書類名 | 書式 | 提出部数 |
|---|--------------------------|------------|---------------|
| ア | 応募申込書 | 様式 2 | 原本 1 部 |
| イ | 共同事業体届出書兼委任状 ※必要な場合のみ | 様式 3 | 原本 1 部 |
| ウ | 参加資格に関する誓約書 | 様式 4 | 原本 1 部 |
| エ | 企画提案書 | 9 - (3) 参照 | 原本 1 部 副本 5 部 |
| オ | 金額提案書 | 様式 5 | 原本 1 部 副本 5 部 |
| カ | 持続可能性の確保に向けたチェックシート | 様式 6 | 原本 1 部 |

(2) 企画提案書に求める事項

- (ア) 本案件の企画意図、狙いの提示
- (イ) 仕様書記載の各プログラムの企画提案
 - (A) ストーリー・コンテンツ・尺などを絵コンテなどで提示すること
 - (B) 場所・ゲスト・メディア集客案などを出来るだけ具体的に提示すること
 - (C) 具体の計画・定量目標を提示すること。
- (ウ) 業務推進方法、体制及び各担当者の業務実績
- (エ) 応募金額総額及び (イ) A) B) C) 各プログラムの内訳

(3) 企画提案書について

- ①用紙サイズ：A4
- ②ページ数：最大 15 ページ
- ③用紙の向きは原則として横で統一し、ファイルに編綴する。
- ④応募者の具体的な名称を特定することができる記載又は類推できる表現は避けること（「当社」「当法人」といった記載は差し支えない。）。

(4) 提出書類およびそれらの仕様

- ①提出書類は (1) の提出書類一覧中のア・イ・ウ・エ・オ・カ（イは必要な場合のみ）とする。
- ② (1) の提出書類一覧中ア・イ・ウ・エ・オ・カの提出書類は原本を提出（1 部ずつ）
- ③ (1) の提出書類一覧中エ・オについては A 4 ファイルに綴り提出し（原本 1 部・副本 5 部）、加えて電子データも提出する（原本・副本それぞれのデータ）
- ④②の表紙には案件名と応募者名（応募者名は原本にのみ記載し、副本においては⑤のとおりマスキング処理を行う。）を記入すること。

《記入例》

「大阪・関西万博『Co-Design Challenge』におけるブランディング・プロモーション計画実施業務提案書 株式会社〇〇〇（法人名）」

- ⑤②の副本については、応募者名及び応募者を特定できる箇所（事業者名、所在地、代表者名、ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

(5) 提出方法

提出書類のすべてを下記①及び②の両方の形式で提出すること。

- ①紙へ出力し、郵送による提出
- ②提出書類を格納した電子媒体の郵送による提出（PDF データを CD-R 等に格納すること）
 - ※2023年1月6日(金)までの消印があるものを有効とする。
 - ※郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募の旨を送信すること。
 - （送信先：pll-cdc-office@expo2025.or.jp）

(6) 提出先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
 企画局 企画部 企画事業課（担当：中村・大熊）
 住所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階
 電話番号：06-6625-8685 土日、祝日を除く。10時～17時 ※12時～13時を除く

(7) その他

- ※提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ※提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、提出書類は本件に係る審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- ※書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ※提出書類に虚偽の記載をした者は本案件へ参加資格を失うものとする。
- ※副本について、応募者を類推できる表現があった場合、応募者に連絡することなく当協会において当該箇所にマスキング処理を行うことがある。
- ※本公募に関して発生する郵送や書類作成に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

10. 審査の方法

(1) 審査方法

下記(2)チャートの審査基準に基づき、協会の設置する審査委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
 ※審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。
 ※提案内容における得点が50点以下の場合は、失格とする。

(2) 審査基準

| 審査項目 | 内容 | 配点 |
|--------------|--|-----|
| 案件目的及び内容の理解度 | ・ 本案件の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、Co-Design Challenge の理念に沿った内容で、この事業をきっかけに万博への機運醸成および幅広い層に対して万博への興味喚起を期待できるか。 | 30点 |
| 実施体制 | ・ 制作・運営体制が適切かつ十分なものであるか。 ・ 制作・運営のスケジュールや手順などが明確かつ無理な工程となっていないか。 ・ 制作・運営方法が適切かつ十分なものであるか。 | 20点 |

| | | |
|------|--|------|
| 企画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用内及び契約期間内に最大限の成果をあげる内容であるか。 ・ 契約期間内だけの一過性の効果だけでなく実施完了期限の後も、本事業の効果が継続できるような企画内容であるか。 ・ 前例にとらわれることのないクリエイティブで企画として高いクオリティを有した内容であるか。 ・ 本案件の目的に資する企画内容であるか。 | 40 点 |
| 価格点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点の算定式 満点 (10 点) × (最低価格/提案価格) | 10 点 |

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、全応募者に通知する。

審査過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務の企画提案公募について】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(ア) 最優秀提案事業者 (名称・評価点・提案金額)

(イ) 全提案事業者の名称 ※50音順

(ウ) 全提案事業者の評価点 ※得点順 (応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。)

(エ) 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

(オ) 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外 (失格事由)

応募者が、次のいずれかに該当した場合は、当該応募者による提案は、審査の対象から除外する。

(ア) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(イ) 他の応募提案者と応募書類の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

(エ) 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11. 契約手続きについて

(1) 契約候補者は、契約締結までに下記①～⑦の書類を提出すること。

①定款又は寄附行為の写し (1部) (原本証明すること。)

②法人登記簿謄本 (1部)

※発行日から3カ月以内のもの。

③納税証明書 (各1部) (未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

(ア) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1年事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④財務諸表の写し (1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

(ア) 貸借対照表

(イ) 損益計算書

(ウ)株主資本等変動計算書

⑤使用印鑑届（様式7：原本1部）

⑥暴力団排除条例に基づく誓約（様式9：原本1部）

⑦持続可能性確保に向けた誓約書（様式8：原本1部）

- (2) 契約交渉の相手方と選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (3) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容について変更が生じる場合がある。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。（様式9：原本1部）
- (5) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。（様式8：原本1部）
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間にあって、公募参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間にあって、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (9) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (10) (9)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ①契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑤国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ⑥電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - ⑦調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑧物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12. 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13. その他

- ・応募にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等を遵守すること。

以上